平成２２年（フ）第３３６２号
大阪市東淀川区菅原６丁目12番１号木島マンション305号
債務者　中島　涼子
1　決定年月日時　平成22年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３４０８号
大阪市東淀川区西淡路２丁目11番60号
債務者　北村　厚司
1　決定年月日時　平成22年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３４７３号
大阪市港区磯路１－４－14、外国人登録原票上の住所大阪市港区磯路１丁目４番３号
債務者　高橋清美こと高津晶こと　高　　清美
1　決定年月日時　平成22年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３４７８号
大阪市東住吉区桑津２丁目８番10―507号
債務者　米田　洋一
1　決定年月日時　平成22年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３６２５号
大阪市城東区鴫野東１丁目１番14号丸栄マンション302号室
債務者　野木　利希
1　決定年月日時　平成22年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３６２８号
大阪市此花区梅香３丁目８番16号
債務者　コスメティックロザリエこと　比嘉日出子
1　決定年月日時　平成22年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３６４２号
大阪府寝屋川市木田町18番22号
債務者　岩谷　良一
1　決定年月日時　平成22年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３６８１号
大阪市東淀川区北江口４丁目２番９号ＣＡＲＩＭＡ方
債務者　原　さとみ（旧姓垣谷）
1　決定年月日時　平成22年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３６８３号
大阪府吹田市泉町１丁目20番23号
債務者　中西華奈子
1　決定年月日時　平成22年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３９４４号
大阪府八尾市高安町南２丁目54番地
債務者　髙岡　純子（旧姓窪田）
1　決定年月日時　平成22年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４０００号
大阪市浪速区塩草３丁目11番４―204号
債務者　中野キヨ子（旧姓大原）
1　決定年月日時　平成22年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４１８３号
大阪府枚方市須山町64番９号
債務者　福本　彩華（旧姓辰・田中）
1　決定年月日時　平成22年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４１９３号
大阪府守口市豊秀町２丁目２番19―207号
債務者　武藤　恵子
1　決定年月日時　平成22年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４２０１号
大阪府豊中市服部本町４丁目３番４―201号
債務者　青木　道和
1　決定年月日時　平成22年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４２８４号
大阪市鶴見区浜３丁目６番10号
債務者　西野　茂樹
1　決定年月日時　平成22年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４３４１号
大阪市住之江区新北島３丁目７番５号　403号
債務者　土谷亜希子（旧姓大東）
1　決定年月日時　平成22年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４３６５号
大阪府八尾市竹渕西４丁目６番地
債務者　奥田　　進
1　決定年月日時　平成22年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４４４６号
大阪府八尾市桂町５丁目25番地の16
債務者　林　　治代
1　決定年月日時　平成22年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部